

教育委員会会議録

平成25年7月臨時会

海老名市教育委員会

教育委員会会議録
(平成25年7月臨時会)

- 1 日 付 平成25年7月11日 (木)
- 2 場 所 海老名市役所503会議室
- 3 出席委員 教育委員長 海野 恵子 教育委員 平井 照江
教育委員 田中 裕子 教育委員 松樹 俊弘
- 4 出席職員 理事 (教育担 仲戸川 元和 教育部長 斉藤 重男
当)
教育部次長 植松 正 教育総務課長 金指 太一郎
- 5 書 記 教育総務課庶務 植木 明夫 教育総務課副主 佐藤 哲也
係長 幹
- 6 開会時刻 午後3時55分
- 7 付議事件
日程第1 議案第16号 海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止につ
いて (継続審議)
- 8 閉会時刻 午後5時39分

○海野委員長 本日の出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会7月臨時会を開会いたします。

本日は傍聴希望者（4名）がごございます。傍聴につきましては、教育委員会会議規則第21条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思います。ご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 異議なしと認めます。よって傍聴を許可します。

それでは、会議を進めたいと思います。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。本臨時会の会議録署名委員は、規定により、委員長において、松樹委員、平井委員を指名いたします。

本日の日程については、議事日程のとおり審議事項が1件となっております。

○海野委員長 それでは、審議事項に入ります。

初めに、日程第1、議案第16号、海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について（継続審議）を議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 では、議案第16号、海老名市野外教育施設「富士ふれあい森」の廃止について（継続審議）でございますけれども、前回、6月27日から継続審議になっております。

提案理由も前回と同じでございますが、海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について、今後の方向性等を決定したいための提案でございます。内容につきましては金指特定政策担当課長から説明をさせていただきます。

○特定政策担当課長 それでは、事前にお配りしてございます協議資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料をおあけください。2ページでございます。まず1点目として、教育委員会の職務権限について改めて確認をさせていただきたいと思っております。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋でございます。23条を読み上げさせていただきます。「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する」ということでございます。抜粋ですので、「1 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること」「2 学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること」というような権限がありまして、まさにこのところで廃止についてのご議論をいただいているところでございます。な

お、下段に、30条の施設とは何かということをご参考に入れました。「地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる」と規定されており、野外教育施設については30条に基づく施設であろうということで、まさにこの廃止についてご議論いただいております。ただし、この中で気をつけなければいけないのは、設置はもちろんですが、管理についてもその権限が及ぶということです。廃止だけについて権限が及ぶのではない。権利があるということは、そこには当然責任が及ぶということをご参考までに長官の職務権限とご記載しております。参考までに長官の職務権限とご記載しております。これで言うと、第24条で「教育財産を取得し、及び処分すること」ということで、処分する場合には市長の権限が及びますよということをご参考までに1番については以上です。

次に、2番について、これも前回、平井委員からご指摘をいただきました富士山のご参考までに。今回御提案をさせていただいた理由というのは富士山だけではなくて、大きく3つの理由を当初差し上げたところをご参考までに。ただ、この部分が非常にクローズアップされているということもあつたと思っておりますので、改めてこれについて整理をさせていただきます。

まず、国及び自治体の取り組みということで整理をさせていただきます。国の取り組みとしては、これについては簡単に読み上げます。平成12年末や平成13年春に富士山で低周波地震が多発したことなどから、国や地元自治体は平成13年7月に協議会——その後、富士山火山防災協議会と名称が変わっています——を設置し、16年6月に富士山ハザードマップ等を作成しました。その後、富士山火山防災協議会では、防災対策及び火山との共生について検討を行い、17年7月に富士山火山広域防災検討報告書を作成しました。さらに平成18年2月には、これまでの検討結果等を踏まえ、国の中央防災会議において富士山火山広域防災基本方針が決定をされております。また19年12月には、気象庁が火山活動の状況を噴火時の危機範囲や防災対策に応じて5段階に区分した噴火警戒レベルを富士山に導入いたしました。もともとは平成12年から13年当時、低周波地震が多発をしたと。改めてこの中で富士山が活火山であることが国においても認識がされたというふうにそれぞれの報告書に示されてご参考までに。その動きを受けて、火山噴火についての対策が練られてきたわけですが、3・11の東日本大震災を受け、さらに中央防災会議がそれを教訓とした地震、

津波対策に関する専門調査会の最終報告を出しました。平成23年の9月です。これを踏まえた上で、平成23年12月27日に防災基本計画の見直しを行っています。その中で火山防災対策に係る共同検討体制として、火山防災協議会が明確に国において位置づけられました。

では、この中央防災会議とは何か。また、防災基本計画とは何かというのがこの四角の中です。防災基本計画とは、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する基本指針を示す防災計画で、防災分野の最上位計画です。よって、我が国において防災について最も上位の計画に位置づけられている計画が、これらの動きの中で見直しがされたということです。実際、これに基づいて、指定行政機関、中央政府及び指定公共機関、NTTだとかライフラインを支えるところは防災事業計画を作成しなければなりません。また、地方公共団体は地域防災計画を策定いたします。これは都道府県、基礎自治体、市町村などについても同様でございます。そんな中で富士山火山防災対策協議会が3県の連携した防災対策ということで、これは以前に説明しましたが、平成24年6月に設置をされましたということです。

協議及び事業内容としては、今回は、平成24年度は、溶岩流、火砕流、大きな噴石からの避難を、25年度は融雪型火山流、降灰からの避難を検討するとともに、避難シミュレーションを実施し、「富士山の噴火に備えた広域避難計画」の策定を目指すというものだと思います。実際にこれまで2回ほど開かれたということで、第1回会議については平成24年6月8日。これは以前資料としてお出ししております。そのときはここまでお知らせしなかったのですが、この会議では、実際に富士山の噴火があったとき、山頂から山麓にわたって溶岩流などが流れるラインというものが示されています。それがここに描かれている17ラインまでございます。富士ふれあいの森についてはどこになるのかというと、ちょうどこのライン11という位置になります。この枠内に入っていて、それが「ゾーン」と「ブロック」と「ライン」によって示されています。溶岩流の拡大に応じて避難をする必要があるということをこの中で決定したということです。実際に避難対象者が山梨県、静岡県で約75万人になるということがこの会議の場で公表されたということでございます。

第2回が平成25年5月9日です。これについては事業計画が示されるとともに、先ほどお話ししましたように融雪型の火災泥流について、避難対策は降下物、火山灰についての被害や避難計画の検討を行うことが話し合われたと思います。それをホームページから抜粋したものですけれども、灰によってさまざまな被害が想定されております。下段の資料

では、例えば5ミリ以上の降灰で道路が通行不能になって避難がおくれるというようなこと。ページをめくっていただくと、6ページですね。30センチ以上の降灰により、木造家屋は全壊が想定される。それから、それぞれ噴火があったときにどのぐらいの時間で届くのかというようなことが記されてございます。以上が国の動きでございます。

では次に、自治体の取り組み状況でございます。これも前回確認をしてあったのですが、きちんとした整理ができていなかったのでお示ししたいと思います。

まず、山梨県です。山梨県については地域防災計画を、平成24年12月に修正をしております。一般災害編、地震編とあわせて、山梨の場合は火山編を設けております。総論、災害予防計画、災害応急対策計画、継続災害・復旧・復興計画がまとめられています。また、山梨県では富士山の噴火についての国の取り組みを受け、平成24年度は主に溶岩流の流下に伴う避難対策について検討を行っているということで、災害における人的被害の軽減を図るために、「富士山火山防災避難計画 避難モデル（第一次）」を平成25年3月に策定してございます。やはり国の上位計画に基づいて、各自治体がそれぞれ至急対応を行っている状況がわかると思います。

静岡県についても、平成24年6月に修正した「静岡県地域防災計画」の中に「火山災害対策の巻」として、伊豆東部火山群、静岡県の場合には伊豆の噴火についても危機として捉えています。その火山災害対策計画とあわせて、富士山の火山防災対策を位置づけた上で、災害予防計画や災害応急対策計画の策定をしています。

また、東日本大震災を踏まえて策定を進めておりました第四次地震被害想定（第一次勧告）において、「富士山噴火による対応」を初めて盛り込みました。富士山噴火により、降灰——火山灰ですね。火砕流や土石流などが発生し、灰などによって救助活動が困難になったり、避難所や物資が不足する可能性をこの静岡県の中でも示しているということです。

最後、神奈川県です。神奈川県では、先ほどの富士山火山防災対策協議会の動きを受けて、庁内関係部局、関係市町による富士山問題連絡協議会及び事務レベルのワーキンググループ（作業部会）を設置した確認しております。噴火における被害を最小限に抑え、迅速な復旧を図るために対策を検討した上で、国の方針を受け、平成18年9月に「神奈川県富士山火山防災対策検討報告書」を作成し、平成19年3月に富士山防災対策に関する検討成果を地域防災計画に位置づけております。神奈川県についてもこの段階で位置づけたということです。

また、電話等の問い合わせで、神奈川県災害防災課応急対策グループによると、富士山の火山噴火について、最新の地域防災計画では、風水害等災害対策計画において、神奈川の場合、箱根山とあわせて、引き続き位置づけるということでございます。また、神奈川県の場合には噴火前避難対策に係るゾーン区分の該当する市町村がありません。山梨と静岡は直接被害が及ぶ可能性が高いエリアとなっているのですけれども、若干距離がある神奈川県についてはそうになっていないということです。噴火前避難対策の必要性はないが、富士山の避難対策に係る重要な内容であることは、これについてもあえて位置づけをしているということでございます。

あまりにも富士山の噴火のことばかりになってしまいましたが、とりあえず前回そういうお話もございましたので、そこについてはこういう状況にあるということで、国の動きに呼応する形で各自治体において、災害に対する対策が今、講ぜられているというのが実態でございます。

「富士ふれあいの森」の代替施設については、先ほど概略を御説明させていただきました。資料的には一番後ろにシートがあります。この前の資料には、御殿場などがあったのですけれども、それはカットしました。それと、実際に見たところ、行ったところについては、太枠で囲ってあります。本当はもう少しシートまでつくって差し上げたかったのですけれども、すみません、これについては間に合いませんでした。しかし、いずれにしても、学校に代替施設を紹介するときには、もう少し踏み込んだものがないとやはり現場が困るでしょうから、写真を入れたり、プログラムや、パンフレットの中から内容を整理したきちんとしたものを作成していきたいと思っています。

8 ページです。富士ふれあいの森廃止に向けた協議事項についてです。これまで先ほどの代替施設についても委員の皆様から、学校が困らないようにというようにお話がありました。それらについての要望も踏まえた上で、こういう形で3項目に要望を整理していただいたらどうかということで整理してございます。大きく3点でございます。

まず、人的サポートでございます。約20年間の野外教育施設「富士ふれあいの森」の利用で教職員に野外教育活動のノウハウが不足してきていること。また、これまでどおり平日に野外活動を行った場合、同行スタッフが十分に確保できないことが予想されることから、当分の間、各小中学校の野外教育活動実施の際には野外教育活動のノウハウを持つスタッフが同行し、学校をサポートする。やはりこれは重要な視点だということで、委員さんのご意見ということでお伺いしましたので、こういう整理をさせていただきました。

次に、金銭的サポートということで、野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止に伴い、県立施設や他市施設の利用だけではなく、民間施設の利用も想定されることから、保護者の負担増も考えられます。ついては、民間施設利用の場合でも公共施設の場合でも保護者負担の差が出ないように補助金を創設し、保護者負担の軽減を図る。やはりこれも、廃止に伴って差が出るということは望ましくないだろうと思いますので、こういうことを位置づけさせていただきました。

3番目です。代替施設サポートということで、教職員のノウハウの不足を補うべく、県立施設、他市施設、民間施設などの野外教育活動施設リストを初め、予約方法、活動プログラム、施設等の情報を学校に提供すること。これは先ほど説明させていただきましたが、そこについては十分してまいりたいなと思ってございます。

以上が説明になりますけれども、それらを勘案していただいた上で、この間、松樹委員からもご指摘があった、ポンチ絵を修正させていただきました。以上ご検討いただければと思います。

長くなりましたが、以上でございます。

○海野委員長 ただいまの説明やそのほかについて、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○田中委員 4月、5月、6月と、私は、なぜ富士ふれあいの森がいいかという話や、継続していただきたいという方向で質問をし、答弁をいただいていたのですが、今、課長から、廃止になった場合の代替施設として、いろいろな施設があるということ、また、学校が困らないようにサポートしていくということ、財政面でもサポートしていくということなど、話はいろいろお聞きしたので安心しました。ただ、継続するためには、どうしたらいいのかということが事務局で議論されているのか、具体的に何かできることがないかということが積極的に出てきていないことに私は少し違和感を感じています。

一般的に、世の中でできない理由を考えることはすごく多いそうです。何かができないということについては、理由をすごく考える。でも、やろうとすること、例えば原発以外のエネルギーで、新しいことを発明してやろうとしたときに、できるようにするためのアイデアをいっぱい考えたりするのだけれども、それがなかなか実現できない。新しいエネルギーのことですけれども、そのようなことを聞いたことがあって、ああ、それもそうだなと思いました。これを続けるための方策が何か考えられないのかなと思いました。何かあれば出していただきたいと思います。

○**特定政策担当課長** 確かにそのようなお話も伺いました。ただ、今回、事務局としては廃止の提案を申し上げておりました、冒頭で3つの理由を一番初めにお示しさせていただきました。また、教育委員会もしくは市財政の周りの外部環境を見たときに非常に厳しい状況にあるといったときに、廃止についてはやむを得ないだろうと判断しました。これについては積極的に廃止をしようというよりは、さまざまな理由によって廃止せざるを得ないというのが事務局の整理だったものですから、申し訳ないのですけれども、その辺について十分なお答えが用意できていないというのが実態だと思います。

○**田中委員** 7、8年続けて検討してきた中で、積極的に継続するためのアイデアをもっと出していただきたかったです。それが教育に携わる大人のやり方ではないかなという感じがします。やはり廃止ありきという感は否めないという感じがして、すごく残念です。

代替施設をすごく一生懸命見ていただいて、調べていただいた中で、やはりきれいなところ、便利なところ、自動販売機がある、食堂がある、とても今の若い人たちには受ける場所だなという感じがします。富士ふれあいの森は本当に何も無いところです。食べるところも近くにはなかなかなくて、自然だけというところが廃止になって、改めてそういう新しいところ、簡単なおところ、先生たちが、ここなら簡単でいいねというところが選ばれていく。そういうことに対して、海老名の子どもたちを育てる大きな根本的な考え方がだんだんそういう具体的なおところからそがれていくのではないかという感じがして、とても残念です。

○**教育担当理事** 今たまたまきれいなおところ、便利なおところのキャンプ場が出てきました。私も映像の中の6カ所のうちの5カ所は利用したことがあって、それらの経験はもちろんあるのですけれども、根本的には各学校がどういうことを狙いとしてやるのかをはっきりさせてやるべきだと思います。そのためには、あえて不便な場所、困難な場所を乗り越えさせるようなことを学校の先生たちが目指してもいいと私は思うのです。けれども、それは、あくまで学校がどういう狙いを持つかによって選ぶ場所が選択されるべきであって、映像としてはないのですけれども、ほかにもまだ資料の中には幾つもありますので、その中から学校に選択してもらうことが大事な事かなと思うのです。ただ、学校も、自分たちで行って、全てを見てきてということは時間的な都合でなかなか不可能ですので、その辺のお手伝いを我々教育委員会がやるべきだろうとは考えているところです。

○**松樹委員** きょうの資料で幾つか質問をさせてもらいたいのですが、まず1番は、8ページの協議事項で、人的サポートで、教職員の野外教育活動のノウハウが不足してきたと

書いてあるのですが、例えば事務局側ではどんなノウハウが不足してきていると捉えているのかというのが1点。

あと、金銭的サポートで補助金などを創設するというのは、例えば市内19校が全て民間施設を使った場合、幾ら補助金を出せば今の金額でできるのかというのをシミュレーションしてあるのか、もししてあるのであれば、幾らぐらい補助金を出すのかというのが1点。

あと、前回から利用者数が少ないということが出ているのですが、例えば教育施設として、このくらいだったら利用者数はいいのではないかという、ボーダーラインを教えてもらいたいというのが1点。あと、コストに関して、今4,600万円ぐらいかかっているかと思うのですが、いろんなことをシミュレーションしていったときに幾らぐらいであれば存続させるべきなのかというのが1点。お金の問題を言うのであれば、どのラインをどう捉えているのかをお聞きしたいのですが。済みません、その5点をお願いしたいのですが。

○特定政策担当課長 学校現場でのノウハウというのは、実際私どもが拝見したときに、炊事場でスタッフの方がひと通り指導されて、先生方がその指示に従ってやっている姿を私も見てまいりました。そのときに、必ずしもリーダーシップというか、いろんな指導だとか、そういうものを展開していただける場所だと思って見ていたのですけれども、そうでもない場面もございました。それは、ノウハウがないので、なかなか自信が持てないのではないのかなという印象です。

金銭的なサポートについてですけれども、こちらについてはまだ、シミュレーションまでは正直できていないです。ただ、仮に1人1万円補助したとしても、大きな負担にはならずに対応ができるのではないだろうかと思っています。もともと4,600万円かかっている施設でございますので、子どもたちの数が年間2,500人ぐらいですので、かなりの金額をサポートできるのかなという気がしてございます。

利用率については、これまでも議会などで利用率が低いということだったのですけれども、正直、何%という数値目標は設定してございません。次のコストの問題として一緒に関連してくると思うのですけれども、コスト比較の中で、この間も少し説明させていただいたように、富士ふれあいの森については7,700円の公費の持ち出し分があります。他の施設、県営施設だとかを使った場合には、もともとの今、保護者がお支払いいただいている4,000円何がしの費用で済みます。結局7,700円の公費の持ち出し分掛けることの利用人数が4,600万円なのですけれども、その他施設を使った場合と比較した場合、公費負担分

が余分にかかっています。そういった全体の比較の中でコスト削減はやはり求められるだろうということです。

では、幾らだったらだめなのかということですが、具体的な数字はございませんが、さきほど言った財源の話もずっとさせていただいたと思います。そういう中で比較したときに、必ずしも富士ふれあいの森でなくてもよいのではないかと。このサービスについては、他のものがあれば代替が可能なサービスなので、さき程、紹介させていただいたとおり、ほかの施設もたくさんあるので、コスト、全体評価の中で断腸の思いで廃止せざるを得ないのではないかとというのが提案の趣旨なのです。

○松樹委員 何点か反論させていただければと思うのですが、さきほどのノウハウについては、例えば先ほどの、NPOの現地スタッフがいる施設、ここに連れていったら全く同じ話になるわけではないですか。学校側が希望してそれを選択すれば別にノウハウなんかなくてもという論理になってくるわけではないですか。向こうにはNPOの専用スタッフがいるわけですよね。

○特定政策担当課長 それはお願いすれば可能になります。

○松樹委員 お願いすればなのですが、学校側が希望してお願いすれば今と何も変わらないわけですよね。

○特定政策担当課長 もちろんそうです。

○松樹委員 例えば先生たちの野外活動に関するノウハウをもっとつけたいとか、そういう観点ではないと思うのです。

○特定政策担当課長 ここには人的サポートということで丸くおさめてしまったのですが、このまさわキャンプ場では研修も受け付けてくれるということです。

○松樹委員 大変申しわけないのですが、海老名市教育委員会として、学校の先生たちにノウハウを身につけさせて、これから子どもたちの野外教育活動をしていきたいというのはあるわけですか。

○特定政策担当課長 そうですね。

○教育担当理事 まず、最初の質問に戻りますけれども、ノウハウが不足している、そのノウハウとは何なのかというご説明をもうちょっとさせていただきます。一番究極的なところは、例えばキャンプファイヤーの盛り上げ方とか、キャンプファイヤーマスターがキャンプファイヤーの1時間半なり2時間、子どもたちをどう盛り上げていくかといったところ、僕はそれが一番大きいと思うのです。おそらく平井委員はその辺はわかるかと思う

のですけれども、あるいは、いろんなプログラムをどのようにやったらいいのか。例えば富士ふれあいの森では、スタッフの方々が代行してやっていると言ったらおかしいですけれども、もっと具体的に言えば、カヤックを専門のスタッフの方とか、ボランティアの方が操作の仕方から、いろいろ教えてくれますよね。それはある意味お任せですよ。あるいは、山に登ろうとすれば、登山というほど大げさなものではないけれども、山に登るときにも、そのスタッフの方々がいろいろ教えてくれたり、先導してくれたら、安全を確保してくれたらとかということ、陰ひなたになってやってくれているわけです。ノウハウの不足というのは、まずそういうことなのです。そういうことをずっと教員ではなくて、スタッフの方々がたくさん面倒を見てくれたがために、そういう手法をこの20年間ぐらいにどんどん失ってしまったということなのです。

○松樹委員 それは総論の話ですか。

○教育担当理事 総論の話です。それではいけないと考えているわけです。後半の質問ですけれども、教育委員会としてはそれでいいのかと。それでいいとは思っていないのです。そういうものをやはり教員が身につけていく必要があるのではないかと思うわけです。けれども、今の状態のまま、すぐぼんと富士ふれあいの森から全く違うところに行って、ボランティアなり、向こうのスタッフの方々が全くいないところでやることに対しては余りにもその落差が大き過ぎて、下手をしたら危険性もあるだろうということで、当面の間はフォローしていこうと。

○松樹委員 私が言っているのは、当面の間フォローはいいのですが、各施設で持っているスタッフがいるわけではないですか。ノウハウがないからといって、では、そのノウハウをつけてくださいという通達なり、理念なりというのは出すわけですか。例えばなければ、いいです、お任せで向こうにいるのだから、別に相鉄のスタッフではなくても、NPOのスタッフをずっと学校がお抱えでやっていくということになりかねないではないですか。ですから、ここの人的サポートという、何をどうサポートしてやっていくのかなというのが私は疑問なのです。選ぶのは学校ではないですか。

○教育担当理事 ですから、それは当面の間のサポートです。

○松樹委員 しかし、施設を選ぶのは学校であって、当面の間はこちらでサポートしていくと思うのですが。

○教育担当理事 そうです。

○松樹委員 では、今後は人的サポートはもうしません。先生方でやってくださいとなっ

たときに、こうやって示された代替施設の中に、それぞれ指導員さんなどがあるわけではないですか。学校がそういう施設を選べば引き続きサポートが受けられるわけですよね。

○**教育担当理事** だから、いつまでもそれに頼ってはいけないのです。今は心配があるから、そういうサポートの方々にお手伝い、助けてもらいますよということを提示しているわけです。

○**松樹委員** 論点が違うと思うのですが、例えばAという学校が2年間、人的サポートを受けてきました。これからは自分たちでやってくださいといっても、いきなりはむずかしい。でも、来年からサポートはいなくなりますよとなったときに、先ほどのご説明のあった施設の中には、何人も指導者がいる施設もあるわけです。では、うちの学校はノウハウがないから、現地スタッフに頼みましょうということも考えられるわけですよね。

○**教育担当理事** ですから、それではいけないからそういうことをやめましょうということを行っているわけです。

○**松樹委員** それでは、そういうことをやめましょうというのは、どこに、どう書いてあるのですか。教育委員会として議論したのか、それとも誰かが決めたのですか。

○**平井委員** 誰が決めたのか。

○**教育担当理事** 野外教育活動のあり方検討委員会の中でも、その議論はしてきました。野外教育活動でどんな力をつけていくのか、何が大切なのかということはさんざん議論して、文書化もされています。それを皆さんがしっかり学校の中で受けとめていただければ、何が大事で、何が大事ではないか。それこそ、先ほどお話のあったようなきれいなところばかり使って、それでよしとするのは、最初の理念と随分違うではないかということに気がつくだろうと思います。

○**松樹委員** それはあり方検討委員会で検討された事項であって、その答申を受けた中では、我々、教育委員の中でその議論は全くしていないわけです。そんな中でこうではないのというのは、私は変なのではないかと思うのですが。

○**特定政策担当課長** ですから、これはあくまでも協議事項として要望するものですという整理を、今までの議論、お話を伺った上でこういうものをどうでしょうかということを入れているので、今まさに松樹委員が言われるように、例えば研修が重要だとか、そういうものを入れていただいて結構です。

○**松樹委員** 大変申しわけないですが、物事の組み立てがおかしくて、例えば富士山噴火の話が出たときに、では、どうやったら安全が保てるかというシミュレーションは委員会

事務局サイドでやられましたか。

○特定政策担当課長 それは、この間もお話ししましたように、今できる範囲では避難場所をどう誘導していくかとか、避難場所の確認であるとか、各学校へのハザードマップの配付などを行っています。又、実際地元自治体に行っても対応の仕様がいないところがあるのだそうです。だから、そういうものを調べ上げているわけです。食事についても、富士河口湖町の話では、町民分の2万5,000人超の1日分の食事は確保できていますが、それ以外の観光客の方については速やかに退避していただきたいとのことでありました。

○松樹委員 それは向こうの自治体に求める話であって、海老名市教育委員会として、バスをとめ置こうとか、コスト面もいろいろ考えてとか、いろんなシミュレーションで、物の組み立て方で富士ふれあいの森をどうするかという話になったときに、いろいろ考えて廃止だよねというふうに出てきたのではなくて、廃止ありきの話の中で出てきているような気が私はするのです。

○特定政策担当課長 ここで一番重要だと思うのは、廃止云々の話とあわせて、やはり管理という問題が出てくるだろうと思っています。そのときに、子どもたちの安全管理が求められます。しかし、施設を持つ以上、その施設を維持管理していく視点が非常に重要です。子どもはその辺の議論がこれまで十分でなかったという認識があったので、あえて、ここの部分を出させていただいたのです。確かに子どもの安全を確保するのは、現在できる範囲のことは、この間もお話ししたようにやらせていただきました。しかし、では、実際そこに勤めている従業員であるとか、もしくは仮に実際に災害が起こったときに、施設が被害を受けてしまったときの責任は誰がとるのかとか、あのとき廃止だと言っていたのに、継続した結果、例えば災害が起こったときにどうするのかということが求められます。今、国が動いていて、関係自治体が動いていて、契約期間が1年後になって、また更新に1,000万円払って、それでもなおかつ継続なのではないでしょうか。もし仮に施設に被害が及んだときに、燃えてしまって仕方がなかったよねという話にはならないだろうと思います。

○松樹委員 今のご説明は多分大きな勘違いがあると思います。科学的に今、噴火する根拠は何もないわけです。事が動いているのは、しっかりと防災対策をしていきたいと思います。

○特定政策担当課長 そこは認識が異なっているのではないかなと思うのです。それは、さきほどの群発地震があったとか、そういう部分が根底にあるのです。何もない中で、国

がこれだけの学者を使って、関係自治体にお金を使ってハザードマップをつくる必要はないと考えております。

○松樹委員 いや、ありますよ。そんなことはないです。それは全く違うと思いますよ。

○特定政策担当課長 それは、何か理由があるのですか。

○松樹委員 低周波地震はもうおさまっていて、今に始まった話ではありませんので。

○特定政策担当課長 先ほどの12年から13年度のですね。

○松樹委員 はい。

○特定政策担当課長 あと、東日本の地震があって、それらの関連性についても他の報告書などでも述べられています。

○田中委員 ちょっといいですか。論点がずれてきている。すごく大きくなってきている。ここが理由というか、松樹委員が言っていることとお答えになったことがどんどん富士山の噴火の話になっていて、変だなと思うのです。噴火の話をどうするかというのが、さきほど私も言ったように全然語られていなくて、教育委員会でどうするかみたいな話も全然出していないまま、廃止のための理由として説得するために、すごく一生懸命言われている感じがして、それはそれで私は話をしなければいけないと思っているのです。どうしたらいいのか。では、海老名市民もどうしたらいいのかとか、そこにも入っていくと思うのですが、今語られているのはこの3点について語られているわけです。この協議事項についてというのが、何のための協議事項と私は思っているのですけれども、これは何ですか。校長会との協議事項ですか、教育委員会との協議事項なのか、私はさっぱりわかりません。

○田中委員 どこから出てきたのですか。

○特定政策担当課長 これは教育委員の皆さんから、事務局に対して今までさまざまなお意見をいただいているので、教育委員の立場から、こういうものをきちんと対応してもらいたいということをおっしゃっていただけたらと考え、整理いたしました。

○田中委員 だから、私たちが言っていることではないのに、先取りされているのです。

○特定政策担当課長 それは、今までのご議論をいただいている中ですごくご心配の点がいっぱいあったので、それらをここに記したという形です。

○田中委員 いや、言っていないですよ。むしろサポートする人については、いてもらった方がいい、先生方も、そのサポートの人がいる中で子どもを見守り、その子がどんな環境にいるかとか、どんな性格をしているかとか、この前、私、発言したと思うのですけれ

ども、教育の中ではそういうサポートの仕方って大事なのですよ。そのサポートってすごく大事で、私は決してこれを要らないなどと言ったことがないのに、なぜ要らない方向に事が進んでいるのかがよくわからないのです。これが何の協議事項なのかがよくわからない。どこでの協議事項なのかなというのがまずお聞きしたいのですけれども。

○特定政策担当課長 各学校などからも伺っている内容としてです。

○田中委員 そうですよ。すごくはっきりしていないなど。いろんなことからつけ加えて、この廃止のための理由として出てきたまとめなのかなという気がするのですけれども。

○平井委員 廃止に向けた事項の中で人的サポートというのはちょっと違うのではないかなと思います。

○特定政策担当課長 ノウハウの件については先ほど教育担当理事からお話があったとおりです。

○平井委員 先生たちのノウハウが不足しているという点では先生たちに指導を入れていけばいいことであって、これは十分できると思います。指導研修の機会を持てばいいし、夏休み等でとっていけばいいことだし、できると思います。

○特定政策担当課長 十分にできるということですね。

○平井委員 もう1点よろしいですか。先ほど安全のところを出ていたのですが、富士ふれあいの森の施設管理のところでは安全とか防災のマニュアルができていますか。今まで一般市民も受け入れられてきたと思うのですが、そういう中で、学校でいえば地震や火災の避難訓練もし、月に1回安全点検をし、必要があれば校内で修理し、委員会にもお願いをして安全管理をしています。そういう形が今まで、富士ふれあいの森の施設の中でされてきているのかどうかお伺いします。

○特定政策担当課長 それは、この間の校長先生とのお話し合いの中にもありましたけれども、学校側も避難所の確認などは一切されていなかったということをおっしゃっております。

○平井委員 いや、市として今、管理をしている中でそういうことが入っているのかどうかということをお聞きしたい。指定管理として入れてある中で、日々の施設の管理状況等がきちんと文書として残されているのか、記録として残されてきているのかお伺いします。

○特定政策担当課長 いま、手元に資料がございませんので、ちょっとわかりかねます。

○平井委員 管理者として、施設が安全、防災の管理をきちんと指定管理者に依頼してきているのか、それ以前もやってきているのかどうかというところをお伺いします。急にここでこうなったからこうです、危ないですよではなくて、今までの管理の中できちんと管理して、調査し、日々記録した中でこういうふうに変わりつつあるとか、やはりここで今までと違うとか、そういう変化が見受けられるので廃止というならばいいですけども、今までのデータも何もなくて、突然ここで廃止というのは、納得がいきません。

○特定政策担当課長 私自身、その部分についてはよく知り得ないのですが、先日の校長先生の話の中にもあったように、実際学校側も、市教育委員会側も、ともにその部分が不十分だったという話が出ていたと思います。

○平井委員 では、それはしていないのですね。

○特定政策担当課長 申し訳ございません。手元に資料がございませんので。

○海野委員長 指定管理者との契約の中に入っているかどうか、確認してみただけであればいいと思います。

○平井委員 学校だけではなくて、一般市民を受け入れてきたわけだから、やはりそのあたりは、非常時の対応についてきちんとされているのではないですか。

○特定政策担当課長 現段階については、教育委員会としては、この間もお話しさせていただいたように、ハザードマップを各学校に配るとか。それから、地震の関係もそうですけれども、風水害の関係、土石流の関係、土砂災害の関係、それらについて地元自治体から情報などを入手して現地の確認もしていますので、それらについては指定管理者に対してもきちんと報告、連絡をして、情報伝達もしているところでもあります。

ただ、その全体のところについては現段階では私も十分に理解していないので、そこは、申しわけないのですが、確認をしないと十分なお答えができないと思っています。

○平井委員 指定管理者に伝達などしていると言うけれども、どのような内容をどういう期間の中で行っていたのか。今ここで出されました。

○特定政策担当課長 これは実際に教育委員にも説明をさせていただきましたけれども、ハザードマップですとか、土石流の地図だとか、そういったものを出しました。それから、避難場所などについては確認をとれているので、もう事前に避難場所については指定管理者側でも把握していますので、その再確認という形になります。

○教育担当理事 私が知っている範囲の中では、今の平井委員の質問について、まず大き

なくくりの中での安全という意味で避難所の問題などについては、かなり以前から学校地震防災計画の学校ごとにつくっているものの元版を市でつくります。その元版の中に、どこに避難するかというような計画については文書で記載がされています。

また、日々の安全管理やチェック体制については、以前は、当時のそこにいたスタッフを取りまとめていた先生が中心になって日々やっていたと思います。ただ、それが記録として残っているかどうかは確認しないとわからないので、そういったことに対する事故も起きていないし、安全に手拔かりがあつて、事故が起きたというような報告も聞いていないし、だから、学校もある意味お任せだったのかなという気はします。

○田中委員 さきほどからこだわっている協議事項について、どこに出す要望なのかわからないのですけれども、「要望するものとする」と書いてあつて、ここをはっきりしていただきたいのと、3番目の代替施設サポートのところですか。もし富士ふれあいの森がなくなった場合の新しい施設をきょう皆さん見せていただいたように、これだけありますよということを出していただいたのですけれども、私の知る限りでは、県の施設は愛川ふれあいの村など3施設ぐらいですか。たくさん子どもたちが入るところは、このまさわキャンプ場ですか。ほかのところは小さいところもある。そこがあるよというのはわかるのですけれども、これらの施設を出すだけではなくて、では、19校の子どもたちが行ける。例えば1年間の中で本当にとれるのかどうかという確信がないと、先生方は本当に不安だと思います。

お知らせしますなんていうのは本当に簡単で、パンフレットを送って、写真を撮って、こんなきれいなところがあります。で終わってしまいますけれども、それは学校側に対して丸投げだなという感じがします。本当に廃止するならば、そしてこれを要望とするならば、これだけの人数の学校がここなら入れますとか、この時期だったら空いてそうですとか、そこまで想定して出すことができれば学校側は安心だと思います。でも、そうでなければ、これはとても不十分だと思います。

○特定政策担当課長 十分な資料ではないというご指摘です。代替施設一覧のシートの部分ですよね。実際、先ほどの足柄などについては利用状況を聞いても空いているという状況は確認できているのですけれども、もう少し内容に踏み込みたいと思っています。このまさわキャンプ場については、基本的に平日はほとんどあいているということなので、相当数の学校が受け入れ可能かと思っています。また、施設ごとに抽せんというか、調整などもするようです。完全に確定した数値というのはなかなか出ないのですけれども、今い

ただいた部分についてももう少し掘り下げる形でできれば、シートにして各学校に提供したいと思います。

要望については、さまざまなご議論がなされてきている中で、教育委員としてのこれまでの意見を事務局なりに考えたものなので、ご意見があればいただいて修正することは可能です。

○松樹委員 ちょっと待ってください。今の議題は廃止するというだけでやっているわけではないのです。これは、廃止された後の話でどう提案するかという話ではないですか。それは議題としておかしくないですか。

○特定政策担当課長 私どもも仕方なく廃止の提案をしているわけですがけれども、廃止するに当たって幾つか条件があるわけではないですか。単なる廃止ではなく、子どもたちが安心して野外活動を続けられるように、代替施設、サポートなどの提案をさせていただいているわけです。

○松樹委員 しかし、この廃止で、例えば金銭的サポートでいくら補助を出せば、現在と同程度の負担で済むかわからないというさきほどの話でしたけれども、1人1万円で、2500万円かかるとしたら、2500万円を予算執行できるという確約はあるのですか。

○特定政策担当課長 確約というのは、むずかしいです。

○教育部長 予算の確約はどんな場合でもできないですね。継続してずっと支出しているものでも、それはむずかしいです。

○松樹委員 そうしたら、例えば「補助金を創設し」と書いて、だめでしたということもあり得るわけですね。

○教育部長 確約はできませんけれども、既存の野外教育という事業については、四千五、六百万円の経費を今かけているわけですので、ほかの方法でやろうとしたときに2500万円確保できないかといったら、確保できない可能性はすごく低い。逆に確保できる可能性がかなり高いと思います。ただ、確約はできません。

○海野委員長 最初に戻ってしまうかもしれないのですけれども、野外教育施設「富士ふれあいの森」の課題と問題の中で、利用者数、経費、施設利用期間というのがありまして、施設利用期間の賃貸契約期間満了が迫っていると言っていることなのですけれども、先ほどの教育委員会の職務権限の中に「設置、管理及び廃止に関すること」とあるので、仮に満了が迫っていても、教育委員会で検討されることによって、満了が迫っていることに対策を講じられないのでしょうか。

○田中委員 権限があるのだから。

○海野委員長 権限があるのだから、満了が迫っていることに対する対策というか、1000万円かかるにしても、費用の問題ですよ。費用だけですか。みんな富士山の噴火ばかりに行ってしまうけれども、こういう問題はどうかなのでしょう。

○松樹委員 コストの話をするなら、先ほどお話ししました、教育施設と捉えた中で、ほかと見比べて、稼働率がどうだとか、幾らかかっているとか、これはちょっと法外なと言ったら変ですが、これだけかかってしまっただけはおかしいよというような、ボーダーラインはどこですかという話をさせていただいたのです。一般開放しているとはいえ、ここは教育施設ですので、教育施設がメインで使っている話で、それを見越した中で、それでも全然使っていないということなのか。どこのどういった施設と見比べて、低いとか、稼働率が悪いと言っているのかが私はわからないので、もうちょっとデータをご答弁いただければと思うのですが。

○教育部長 1つだけお答えさせてもらいますと、まず、かかっている費用の話なのですが、これは以前のときも説明があったと思うのですが、今かかっている費用を利用者数で割ると大体7,700円ぐらいかかる。さらに、小中学生の保護者の皆様には、1泊だと大体四千四、五百円かかる。1泊2日で行くとすると、おおむね1万2,000円ぐらいの経費がかかって、今の富士ふれあいの森での野外教育活動をやっている。先ほど申し上げました、例えば1人1万円で2,500万円かけたとすれば、ざっくりと話していくと、例えば、仮定の話です。そうすると、保護者の負担が2,000円で1万2,000円ですよ。

○松樹委員 ですから、私は、その金額だけを見れば、ああ、そうかと思ってしまうけれども、どこの何の施設と比べて高いとかですね。例えば似たような施設を持っている市町村があって、これだけしかかけられなくて、こうですと。ですから、うちはここにお金をかけ過ぎなのですよ。負担がこれだけ、こうなのですよという根拠が私は全くわからないのです。

○教育部長 例えば自前の施設を持っていない市町村のお子さんが野外教育施設、例えばきょうスライドでお見せしたところに行ったときに、市がどのくらい負担しているのかというのをお示しすればいいということですか。

○松樹委員 比較対象で、だから、海老名は高いのかというのがわからないのです。

○教育部長 自前の施設を持っていることによって、借地料であったり、指定管理料が発生していますので、つまり、県の民間施設を使われているところで同じ活動をやっている

ところとのコストと比べたら、それは海老名のほうがずっと高いと思います。それは幾ら高いですかと言われると、比べるようがないのですが。

○特定政策担当課長 それは、コスト比較ということで、2回目の会議のときに出させていただいていたと思います。

○松樹委員 ほかの施設との比較ですよ。

○特定政策担当課長 富士ふれあいの森を利用の場合と他施設利用の場合では、他施設利用の2倍のコストがかかると。

○松樹委員 それはわかるのですが、それは単なる代替施設の利用の話であって、コストの話をするのであれば、海老名市の他の教育施設で、稼働率を上げて、収益をあげるような言ったら変ですが、ペイしようという施設はないと思うのですが、そこを考慮に入れてあれだけの費用がかかって高いと言っているのですか。

○特定政策担当課長 本当に大切な視点だと思います。確かに2倍かかるということだけではなくて、そこがまた、サービス供給主体からの側面をあの中で説明させていただいたと思います。例えば生活保護みたいな行政サービスがあったときに、これに公費負担、相手の負担を求めることはなかなか難しいと思います。この間のケースで言うならば、行政サービスを必需性ということと公益性で見たときに、切り分けて、義務教育については今無料ではないですか。けれども、この野外教育施設については必ずしも自前の施設でなくてもサービスが供給できる。そのときには、100%公費負担の必要はないと思います。行政サービスはさまざまなものがあります。例えば文化会館であるとか、さまざまな行政サービスがあるから受益者負担というものもあるのですけれども、そのときにコストを鑑み、先ほどの行政サービスの性質を見たときに2倍のコストというのは高いだろうという判断です。

○松樹委員 見解の相違だと思いののですが、教育施設ですので、ただ単にほかの施設と比べてコスト高だって、ばっさり切ってしまうというのは嫌いです。それは見方の違いだと思いますので、あそこの施設、海老名市が持っている有益性とか、確かに税金ですので、湯水のごとく出てきて、はい、そうですかと、私もそんなことは言えるわけがないですが、教育施設ということを経験しながら物事を進めていきたいなと思っております。わかりました。

○教育部長 最後に教育施設とおっしゃられたのですが、結局教育活動として係るコストといったときには、自前の施設を持っているところとよそを利用しているところで

は、教育活動に係る経費としては差が出るという認識があります。

○**特定政策担当課長** コストというのは1つの切り口であって、これはさまざまな説明をさせていただいていますが、コストだけではもちろんないです。複合的なことで、最終的にご提案を申し上げます。お金だけのことで言ったら、なかなかそこについては、子どもたちのことを考えるといろいろありますので、それだけではない。そのことについては申し上げておきたいと思います。

○**松樹委員** もう1点いいですか。これで最後にします。先ほど仲戸川教育担当理事から、先生たちのノウハウの話の中で、あり方検討委員会から、もっとノウハウをつけてという答申が出ているというお話をいただいたかと思うのですが、あり方検討委員会では存続を強く希望しますというふうに結果が出ているのですが、事務局として、ノウハウの部分はもらうけれども、存続という結果は知りませんよという話なのか。それをどう捉えて、今回こういう議案が出てきているのかというのを少しご説明いただきたいと思います。

○**教育担当理事** あり方検討委員会の中で構成メンバーが、教員もいれば、保護者の方もいらっしゃったし、そういった大勢の方々の意見を集約したものですから、その方々のトータルの意見としては存続を希望するけれども、それが実現しない場合にはどのような両論併記的な記載がしてあったかと思うのですけれども、そのことを教育長に答申するという形で終わっています。そこから先は、今度は教育委員会事務局がそれについてまた、答申も1つの評価材料としながら、トータルに評価したのだと思います。それで廃止という結論を教育委員会事務局が出したという考え方です。

○**松樹委員** いろいろ手元にありますけれども、前にも話しましたけれども、まとめは、「富士ふれあいの森は、今後より効果的な活用を考えながら存続することが必要である」という結論に達した。」ということで、併記はされていないのです。

○**教育担当理事** その前のページに出ていませんか。

○**松樹委員** いや、これはまとめですので。いろいろほかの施設も、こんなものがあります。なかったらこういうのがありますというのは出ていますが、最終的な結論はまとめに出ています。存続する場合とか、いろんなシミュレーションをしながら、私は最終的にこのまとめが出てきたのだと思っています。いや、なくなった場合はこちらでもいいけれども、あったほうがいいよねという話ではなくて、いろんなシミュレーションがあるのだけれども、ここは廃止、存続を判断する機関、委員会ではなかったと捉えているので

す。廃止か、存続かを定める機関ではないかと思うのですが、いろいろと議論した結果、まとめとしては存続することが必要であるという結論に達したという認識でおるのです。2年間、検討してきて出てきたものを事務局としてどう消化したのかというのが私は気になるところです。

どなたかにお答えいただきたいのですが、事務局としてどう消化して今回廃止という形で提案されたのか。あり方検討会の中で、いろいろ話し合われてきて、結果が出てきて、これは1つの答申ですので、私は、これが法的根拠を持って決定と言っているわけではなくて、事務局として、教育長も含めてどう消化して、廃止という案件で議題が出されたのかという部分が私は不明です。

○教育担当理事 あり方検討委員会は、2年間という期間ではありながらも、回数的には、そんなに無制限に長時間やったわけではないです。しかも、学校からの意見もたくさん伺っているし、保護者の意見も伺っている、先生方の意見も当然入っていて、その中で出された結論が今の松樹委員が言われるまとめというところで、存続という結論を出された。それをいただいた教育長はじめ我々事務局が、そのことを重く受けながらも、ほかにいろいろ検討しなければいけない材料がたくさんあり、あり方検討会の中では話されていなかった部分も含めて、もっと多くの観点で吟味し、検討した結果、廃止というふうに結論が変わってきたということになります。

○教育部長 課題という部分がきょうの資料の9ページに出ている、大きく挙げれば課題の3点ということです。

○松樹委員 利用者数の話も中に出ていたと思うのですが。

○教育担当理事 利用者数のこともどう捉えるのか。先ほど松樹委員の言われたとおりで、やはり見方ですよ。例えば先生方はどう捉えたかということ、利用者数がどうであれ、そんなの関係ないに近い感覚を正直言ってお持ちです。それは、先生たちはそんなことには責任を負わないです。だけれども、教育委員会事務局として考えたときには、利用者数がどうだったかということは、やはり考えざるを得ない。

○松樹委員 ですから、先ほど質問したではないですか。どこまで利用者数があったら理想と考えているのか、その数値はどのぐらいですかといったら、わかりませんという話だったではないですか。

○教育担当理事 わからなくはないのです。出せば出ると思うのですけれども、では、何とどう比較するかという問題です。ですから、稼働率が低いというのを……。松樹委員が

言われるのは、多分市で自前のそういう施設を持っている、例えば相模原とかに比べて稼働率が低いのかどうかということですよね。

○松樹委員 稼働率に関しましては、例えば今のこの施設でもいいですし、ほかの海老名のいろんな施設があるわけです。交流館だとか、いろんな民間が使える施設だったり、プラス教育施設だということを加味しながら、海老名市の教育委員会としては、これぐらいの利用者数があると好ましいというか、これぐらいを想定しているとかという数値はないのですかということをお伺いしました。何をもって少ないと言っているのか、どのくらいなら多いと言えるのかという、その基準が全くわかりませんという話なのです。ですから、廃止の方向性の1つで利用者数が少ないですよ、何をもって少ないのですかという話です。

○教育部長 1つは、例えばバンガローの利用率というのをお出ししたと思うのですけれども。

○松樹委員 ですから、その目標数値というか、これぐらいだったら好ましいという数値を持っているのか、持っていないのかということなのです。

○教育部長 持っていないのですけれども、基準があってもなくても、確かに二十数%とか30%という数値は、必要であろうと思います。

○海野委員長 最初の目標として少なかったということですか。

○田中委員 目標も何にもない、最初からこれくらいは利用してくれるのではないかとという希望的観測ではないですか。

○特定政策担当課長 すごく厳しいご質問だと思っています。今、公共サービス、民間企業であれば、目標を定めて、コストを幾らでいくのか、売り上げに幾らかかるか、全てについて計算します。ところが、行政サービスについてそれが全て行われているかというのは、現実問題、実態としてはなかなかそこについての数値を出しているところは少ないというのが実情なのです。

○松樹委員 ですから、指定管理者と平成18年に契約をして利用率が下がっていると言って、いろいろやってきましたと言っているけれども、結局バンガローの利用率は上がっていないわけです。結局上がっていないのだったら意味がありませんという話をされているわけではないですか。

○特定政策担当課長 そうですね。

○松樹委員 ちょっと矛盾していますね。

○特定政策担当課長 指定管理者制度を導入したり、さまざまなことをやってみたけれども、なかなか利用率が上がらない。他の施設などでは利用率はやはり上がっているのです。例えば文化会館などは、非常に利用率は上がっています。民間ノウハウ、手法の1つということで、指定管理者制度というのは非常に有効な手段の1つだと思いますけれども、今回の富士ふれあいの森については、結果的には、そのノウハウを活用しても利用率の上昇に至らなかったという結果があると思います。

○松樹委員 そういうやり方とか内容がいけなかっただけの話ではなくてですか。

○特定政策担当課長 その原因はどうでしょうか。この間の話にもあったように各学校への宿泊の協力依頼についても、実際には学校側の協力がいただけなかったという話もあったと思うのです。ですから、複数の要因ですね。そういうことであるとか、もしかすると、施設としての魅力の部分もあるかもしれません。ほかには、以前話のあったPRです。見ると、ホームページや「広報えびな」でさまざまなイベントを実施して、提案しているようなのですけれども、過去、利用増にほとんど結びついていません。

○松樹委員 でも、こうやって廃止の理由を挙げているのであれば経営の話ではないですか。経営の話ですよ。

○田中委員 こんなに大きく載せているなら、載せられないよ。

○松樹委員 経営は、別にお金をもうける話をしているわけではないですよ。学校経営とか県営の経営です。

○教育部長 運営の部分……。野外教育という事業をやるコストということはあると思うのですけれども。

○松樹委員 あそこは野外教育の子どもたちだけしか使えない施設であれば考えるべきだと思いますが、一般利用も可能なわけです。その中で数値目標もないのに、低い低いと言って、一般利用の人はどうなのか、どうしようかというのは、私は内容がよく見えないのですが。

○特定政策担当課長 では、実際に、具体的にどんなことをやってきたのかということですが、1期目、18年度から指定管理者制度を導入したということなのですけれども、まず、受付窓口の拡大ということで、申し込み受け付け場所を運動公園と北部公園の2カ所に設置しております。また、ホームページを開設しました。親子キャンプ、参加費4,000円という事業を実施しました。電話での仮予約をできるようにしました。食材セットの販売開始。今まではなかったけれども、セットとして購入できるようにしました。

また、施設をきれいにすることで利用促進を図ろうということで、集合棟、バンガローの床洗浄、ワックスがけなどを実施しました。そのほか、バンガロー棟に除湿機の設置、バンガロー棟床下への蜂侵入防止柵の設置、最初の4年間ではそういった事業を実施してきました。

次に、平成23年度からは学校利用に係る指導員の配置。星座観察会、チャレンジキャンプの実施、これも参加費2,000円ということでやっております。それから、親子キャンプ参加費の値下げ。4,000円だったものを2,000円に値下げして利用促進を図る。学校利用時に使用する移動用無線機の更新。閑散期、平日の利用料金半額など、ここまでやったのですが、実際には利用が伸びなかった。これだけ見ても、多分かなりの努力を指定管理者はしていると思います。それでも伸びていないというのが実際なのです。

○松樹委員 ここまでしましたと言っても、何をもってどこまでしましたというのはわからないですね。

○特定政策担当課長 明確ではないのですよね。

○松樹委員 ですから、利用率が少ないと、何をもって出しているのかと。

○特定政策担当課長 それは、資料の中で出させていただいたようなバンガローの利用率は20%であるとか、そういった部分でしょうね。

○松樹委員 結局指定管理、平成18年から入って8年たっているわけです、7年ですか。この間、一向に改善はしていないわけです。

○特定政策担当課長 していないのですよね。

○松樹委員 普通は、利用率が上がっていかなければいろいろ変えたりすると思うのですが。

○特定政策担当課長 でも、お聞きになっていただいたようにかなりの項目をやっているのですけれども。

○田中委員 でも、やっているだけではだめなのです。やって、だめだったら、次に何をしようとか、普通民間だったら考えますよ。もうちょっと宣伝しましょうとか。なぜ指定管理にやっていただかなかったのかと思います。そこは、やはり教育委員会がチェックする必要があったのかなと思います。それを称してここで利用率が少ないと大きく出すのが、私はちょっと腑に落ちないなという気がします。

○特定政策担当課長 何もしていないのは問題ですけれども、さっきのメニューとして、指定管理者制度を導入するというのも、直営から変えるというのは、やはり経営主体が行

政から民間企業に変わるわけですから、これはやはり大転換なのですけど。

○松樹委員 でも、それでも利用率が下がっているわけですね。

○特定政策担当課長 横ばいというか……。

○松樹委員 その前までこう来たのが、そこで徐々に下がっている。

○特定政策担当課長 そうすると、具体的にそこの分析までは多分できていないのかもしれませんが、施設としてどうだったのかとか、場所がどうだったのかとか。例えば海老名市民にとって利用しやすい場所にあるのか、リピーターとして多くの方が呼べるのかななどの課題があると思います。

○松樹委員 ですから、利用率が下がっていると私も言いましたけれども、何をもって利用率、利用者がというラインなのかというのがわからないのです。

○特定政策担当課長 すみません。コストの比較の中でそこまで出しているものがなかなかないので、難しいところがあるのですけれども。

○松樹委員 ですから、失礼な話かもしれませんが、相鉄企業さんも甘えていた部分があるのかもしれない。数値目標もなく、やっていますと目新しいことをやっていって、でも、上がらなければ別にいいですとなっていたのかもしれませんが。教育委員会として、私も教育委員でしたので、見てこなかったという反省はしなければならない部分はあると思います。

○特定政策担当課長 これまでやって、正直残念ですね。利用率が上がっていなかった。利用率が上がればコストも連動してくるので、コストが下がるのですけれども。

○松樹委員 ですから、幾つまで上がれば持っていていいのですか。今コストがかかっています。では、何%ぐらい利用率がいったらコストがよくなるのですかということをおは、先ほどから申し上げているのです。

○特定政策担当課長 そこがなかなかお答えができないのです。例えばコミュニティバスなどについては、受益者負担についてのコスト表示とあって、実際にもともと民間のバスが運営できないところでコミュニティバスを運営するのだけれども、その負担割合が例えば100%公費で賄われるようなバスになってしまったとき、本当にそこにバスが必要なのかどうかということは議論の分かれるところです。

○松樹委員 ただ、コミュニティバスは明確な何%ってあったと思います。

○特定政策担当課長 50%に当時設定をさせていただいたのですけれども、ただ、この施設には、他の施設もそうなのですから、なかなかそこまでのものが実際のところは設

定されていない。今になって設定しておけばよかったという話なのですが、設定されていなかった。

○松樹委員 だから、何度も申し上げて申し訳ないのですが、それが無いからこそ、何をもって、利用者数が少ない、バンガローの稼働率が低いと、言っているのですかということなのです。

○特定政策担当課長 コミュニティバスのような施策が全てのものに設定されていればよかったのですが、ましてや教育施設だという話がありましたけれども、教育効果がどのぐらいかという目標設定をするのが難しいのと、同じようなことなのかなと思います。

○松樹委員 いや、同じではないですよ。だって、これは利用者数とコストと明確に書いてあるわけですから。数値目標としてできるわけですから。

○特定政策担当課長 なかなかその数字が出ていない。

○松樹委員 子どもたちの思いがとか、そんなのは数字にできない話ですけども、ここは数字にできる話ではないですか。

○特定政策担当課長 ただ、目標は設定されていなかったのだと思いますよ。

○松樹委員 一生懸命つくっていただいて、大変申しわけないのですが、今も目標設定がない状況ではないですか。

○特定政策担当課長 ないですね。

○松樹委員 説得力がないですよ。

○田中委員 先生方が努力してくれないと言っても、すごく曖昧な努力になってしましますね。

○松樹委員 幾つまで上げればいいのですか。

○特定政策担当課長 ただ、その当時から利用率の向上というのは目標に掲げていて、数値目標があったかどうかわかりません。なかったかもしれません。そのためにさまざまな施策を打ってきていることは間違いのないのです。それに、利用が少ないという認識があったのも間違いのないです。そうでなかったら、これをやる意味がないですから。

○松樹委員 はっきり言って、施策は効果的ではなかったです。

○特定政策担当課長 それはそうです。ただ、利用率を上げようという目標はあったと思います。

○松樹委員 わかりました。

○平井委員 でも、継続でやったら。これから努力はできるのではないですか。その目

標数値がないからはっきりしないので、これから数値目標をきちんと立てていけば、努力はできるのではないですか。こういう形でいろんなものが切られていくというのは寂しいなと思います。数値がないから切りますと。そういう形でどんどん切られていってしまうのですか。

○特定政策担当課長 切られてしまう……。実際に富士ふれあいの森だけではなくて、これまでもさまざまな行政改革を実施はしてきていると思います。例えば職員人員の削減であるとか、単に不必要なもの。不必要なものと言い切れるかどうかわかりませんが、仮にその効果が、当初目的としたものが、その費用に対して余り高くないようなものについては削減をするようなこともあるのだらうと思います。逆に新たに、必要なものについては選択と集中をしながら施策を打っていくというのは、当然行政としてはやっていくのだらうと思います。

○平井委員 そういう今までできなかつたから、新たな施策を打ってやってみようという、そのあたりをきちんとしないと。だめだからといってすぐ切ってしまうようなことはどうかと思います。

○特定政策担当課長 松樹委員からも経営的な話がありましたけれども、18年度からやってきて、24年度までこの状態でいて、結果的に費用負担、一般利用のところを使えば2分の1で済んだ施設にずっと2倍払ってきていて、さらに1000万円を払って継続使用して、もしかすると、過去8年間はだめだったのと同じように8年間だめかもしれないですよ。その選択をここでします。そのほうがいいのではないですかというのが平井委員のご意見ですか。

○平井委員 もうこれでだめだから終わりって、そういうものが廃止の理由づけになっていくというのがほかのことでも当てはまるとしたら、それは理に合わないのではないかなと思うのです。目標達成できないから、切りましょうという形でほかのものが切られていくのだとしたら、努力をしてもだめというのだったら、それはまだわかるけれども、今までだめだからで、廃止の理由の1つに入れてしまいたいというのはどうでしょうか。

○特定政策担当課長 努力は、先ほど言いましたように民間の指定管理者制度の導入であるとか、もしくは指定管理者に対してもさまざまな要請をして、いろんな事業を打ってきているのです。ただ、それは効果がなかったです。

○平井委員 では、その効果をきちんとかちらが受けとめたかどうかというところがすごく問われるのではないですか。市民のお金がかかっている中で、そういうものを何年も続

けてきた行政にも問題はあると思います。

○特定政策担当課長 そうでしょうね。そう思います。

○平井委員 そうです、絶対に。

○教育部長 野外教育施設と野外教育活動と言ったらいいのでしょうか。野外教育活動を継続していく上で、今の富士ふれあいの森でなければならないのかというところが、ほかの施策との差はあると思うのです。つまり野外教育活動をするフィールドは富士ふれあいの森だけなのかという部分があると思います。それはほかのところで代替ができるのではないのでしょうかというところを我々は考えているわけです。

では、何でそういうことをしなくてはいけないのかというと、今度はそんな荒唐無稽なことを言うと言われるかもしれませんが、これは必ず現実になる話なのですけれども、超高齢化・少子化の中で自治体が立ち入っていくかどうかというところがどうしてもございます。そのときに、代替がきくやり方で、なおかつコストが少ないもので、例えば野外教育活動がほぼ継続して、同じようにできるのであればそういったものを選択していく。それが行政改革の1つではなかろうかと思うのです。代替がきかないものは必ずあります。それを切っていいかどうかというのは非常に議論が多いと思います。なおかつ、新たな需要というのはどんどん出てきます。ふえ続ける高齢者の対策ですとか、今後納税者が少なくならないように納税してくれるような人、市民層をふやす施策とかを必ずやっておかないといけない。ちょっと大きな話になり過ぎてしまうかもしれないのですが、そういう中で野外教育活動事業としての代替がきくようなものであれば、そこについては代替でどうだろうかということなわけです。

○海野委員長 それは重々よくわかります。行政改革に必要なことはわかるのですけれども、教育委員会は教育施設を扱っているのもあって、行政改革に、そちらのほうになりにくいというか、教育施設は教育施設で確立して、先生方とか子どもたちの一番いい状況をそのまま続けていくということが、何年後かにまた変わるかもしれませんが、今の段階で行政改革にのみ込まれるというのは、そのところは教育委員会としてぜひ頑張っていきたいところだと思います。

○田中委員 行政改革のことまで私たちが考えて、こうしようというのは、本末転倒な感じがするのです。私たちが考えるのは、学校の先生たちが何がいいとか、子どもたちにとってどうだとか、先生たちがいいと言うものをやはり支持しなければ、子どもたちだってよくないと思うのですよ。代替施設の中に、いいところはそんなにはないではないです

か。本当に確約できるようなところってないわけですよ。いろいろ探していただきましたけれども、きれいなところもちろんありますけれども、確実に入れるかどうかはわからない。その中で、私たちが行って聞いたところ、校長先生も100%、富士ふれあいの森が
いいっておっしゃるのです。校長会でも100%ここをお願いしますっておっしゃるのです。その中でそれを受け取った私たちが、では、行政改革がこうだから、財政がこうだからと言って、考える立場にいるかという、そうではないのです。では、ここを大事にして、でも、市長、ここは何とかしてもらえませんかと問いかけていく。こちらから介入していく、そのぐらいの意志を持っていかないと、教育というのはどんどん狭まっていく。子どもたちは少子化だからといって、どんどんお金とかは切り捨てられていく。環境もそうだと思いますし、そこをやっていくのが教育委員会だと思うのです。

私はいつも思うのですけれども、事務局は長から言われていることもすごくあると思いますよ。だから、こうやって提案してこられるのだと思うのですけれども、「教育委員会事務局としては」という言葉を必ずつけていただきたい。教育委員会はこの5人が考え、話し合っ
て決めていくことなので、その辺の区別をこれからしていただきたいなと思います。いつも皆さんが、考え、説明し、調べてくださっているのは事務局としての仕事です。そういうことを分けて考えないと、いけないなとすごく思っています。

○特定政策担当課長 おっしゃること、ごもっともだなと思います。ただ、その中で直面する話として、戦後、高度経済成長に合わせて子どもたちがものすごくふえました。それに呼応する形で学校施設の整備がなされてきました。これはもう全国的な話です。社会資本の老朽化というのは、待ったなしです。パイは限られています。その中で、例えば同じ教育費の中で学校教育の主要な部分としての学校設備への費用の増大は間違いない。もう既に来
ていますけれども、そのときに財政的なことはどうかといったときには、実は表裏一体で、パイが限りなく拡大をしていくものだったらオーケーなのですけれども、パイが一定程度限られている中で、明らかに今後需要が見込まれているものがある中で、取捨選択はせざるを得ないのではないのでしょうかというのが、これはもう前にもお話をさせていただいたのですけれども、そういう切り口なのです。これはもう大前提の中でお話をさせていただいたと思っ
ていますので、ご理解いただいているとは思いますが、そのときにはどうしても費用面はある程度考慮していただかないと、私は判断が非常に難しくなってしまうのではないかなという気がしています。

○田中委員 一般論としては、それはよく聞いていますし、言われることはわかっています。

す。けれども、それをどうしていくかですね。だから、パイがこうだとか、そういうことはもう日本中で語られていることで、今は富士ふれあいの森はどうするのかというところを私たちは話し合っているわけで、もしかしたらその考え方が正解ではないかもしれないのですよ。わからないわけです。正解だという確信は持てますか。わからないですよ。私たちだってそうなのです。富士ふれあいの森を継続させて正解だったかどうか、わからないですよ。

でも、それは今の私たちの感じ方、皆さんから聞いた話とか、全部を含めて、これを私は継続だというふうに思っているわけで、そこは事務局の特定政策担当課長と私たちはぶつかるかもしれないけれども、委員会で決めさせていただきたい。決めさせていただくものだと思います。

○特定政策担当課長 ただ、私ども提案をしていますので、そこに対して疑問点だとか、そういうものについては、とにかく説明をして、理解を求めたいと思っています。

○田中委員 それはよくわかります。

○松樹委員 捉え方の違いだと思うのです。もちろんこれから学校が要らなくなったり、お金がかかってきたりという話は間違いない話だと私も思います。ただ、野外教育施設も教育施設であって、教育委員会が管理する施設なのです。こんなことを言うのは失礼かもしれないのですが、教育委員会というのは、子どもたちをメインでやっていますけれども、生涯学習をつかさどっているのが、教育委員会だと思っています。いろんな事情で市長部局に事務が移管されたりすることもありますけれども、その間、学習、教育として、富士ふれあいの森もそのように捉えれば、コストはこうだけれどもということではなく、いろいろ転換ができるような気がします。こんな時代だからこそ、私はゆとりを持てる場所があったほうがいいのではないかなと思います。逆を返すようで申しわけないのですが、これから団塊の世代の方々がだんだん退職して、時間ができるようになります。その方たちがゆとりを持って第2の人生をあそこでゆったり、何かやるというのも戦略としてできるわけです。そういういろんなことを加味して廃止という声が上がってきたのであれば、やむを得ないのですが、できればもっといろんなシミュレーションを事務局側にはしてもらいたいかなという気がするのです。ぜひ、お願いをしたいと思います。

○教育部長 私ども4月に提案した時点では、もっとそういう資料をつけなければならない部分があったのですが、5月の下旬に富士山の噴火の可能性の話になりました。例えばこれは、内閣府が組織した広域的な火山防災対策に係る検討会というのが去年からことし

にかけてありましたけれども、最終的にそこでも一応報告書が出ておるのです。きょうはお示しできなかったのですけれども、その中を少し拾い読みしますと、火山の噴火は大規模な場合には明瞭な前兆現象が見られ、適切な観測がなされていれば事前に予知できる可能性が高い。ただし、前兆現象の開始から噴火まで数時間という短い場合もあるというような記述がございます。

○松樹委員 教育部長、それは「火山は」という大前提ですよ。

○教育部長 そうです。

○松樹委員 「富士山は」ではないですよ。

○教育部長 そうです。

○松樹委員 それは一般的なのです。火山っていろいろな体系があって、その一般論を言っている話であって、それを富士山ですと当てはめて話をするのは私はちょっとおかしいと思います。

○教育部長 そのところはまだ調べがないので、御報告はできないのですけれども、そんな記述もあったのです。山体崩壊といひまして、岩の斜面が崩れるようなことなのですけれども、これについては、実際にマグマの貫入によって、山体が膨張した末に噴火に起因する場合を除いては、発生を予知するのは非常に困難であるという専門家の意見もあるのです。そうすると、これは、起こらないかもしれないけれども、起こってしまうかもしれない。起こってしまうのに、前兆現象はないかもしれないということをおられる専門家もいらっしゃるのです、その辺もやはり考えねばならないのかなと思っております。

○平井委員 私はそのあたりのところを河口湖町に電話で聞いたのです。詳細について教えていただきたいということで聞きました。ことしの5月に会議を持って、自治会長を集めて話をしているということでした。自主防災を含んだ説明会を設けているということです。今のところ、住民にどうこうという意識はそんなにない、日常生活の中で支障はないと言っていましたし、学校関係にも聞いてみたのですが、そういう状況にある中だったら、さぞかし学校関係は人命のために訓練を頻繁に持っているのかなと思ったのですが、年間3回ぐらいしか実施していないということでした。それは消防署も含めて訓練はしているということでしたけれども、とりたてて向こうの学校がそれだけのものをしているかということ、海老名と変わらないような状況の中で日々生活しているわけですね。そういう状況を見てみると、やや勇み足かなと感じるところはあるのです。ですから、そういうある1点の方向ではなくて、やはり日常の中で今どんなふうな状況なのかということ。県

でも対策をとっているけれども、県は灰ぐらいだろうと。だけれども、まだ調査は進んでいないというふうなこともおっしゃっていました。まだマップをつくる段階ではないし、今後そういう予定ではいるけれどもというようなところも県のほうにも尋ねて聞いていますので、そのあたりも含めて状況等を判断してやっていくべきだと思います。

今回、私がお願いしたところではいろいろ細かく出していただいて、こんな状況で会議を進められているというところは資料としていただきましたけれども、現状の中でどういうふうになっているのかなというところを踏まえながらいかないと、何かあると、ここだけで加熱しているのかなという感じがしないでもないので、もう少しじっくりと足元を見詰めながら今後子どもたちの教育について、私たちが方向を持っていかなければいけないのではないかなと思います。

○**教育部長** 私もゆっくり読み込んでまた御説明したいと思うのですが、今申し上げました報告書の中にも、実はそういうふうな自治体なり国の対応が遅れているとか、ばらばらであるということの警鐘の記述もございます。実際に地元の対策と危険性というのは、私はそれがリンクしているのでしょうかという疑問もちょっとございます。突然噴火すれば、それは対策を講じてあろうが、なかろうが、噴火はするわけでございまして、切迫性が客観的なデータでわかるのであるならば別ですけれども、そこら辺で非常に疑問なところがあるのかなと思ってございます。

○**平井委員** お金のことが出されていますが、私は子どもの教育や心は金銭でかえがたいものだと思います。ですから、私は海老名の子どもたちにそこで学ばせてあげたいなと思っていますので、今は継続を望んでいます。

○**特定政策担当課長** 4日と9日に各施設を見て回ったのですけれども、ああいった施設では、今、富士ふれあいの森でやっている野外教育活動が子どもたちには提供できないとお考えでしょうか。

○**松樹委員** 私は富士ふれあいの森でしかできないことがあると思っています。

○**教育部長** 一度、ほかの施設もごらんいただいたらどうでしょうか。

○**田中委員** いやいや、もう知っていますよ。大体見えています。

○**松樹委員** 例えが悪いのかもしれないですが、プールなら、どこへ連れていっても同じだよみたいな話をしているような気がするのです。

○**特定政策担当課長** もちろん施設を見てきて、とてもいい施設だったので、先生にも見ていただいておりますので。

○松樹委員 私も2カ所は見に行ったことがあるのです。1カ所は泊まったこともあるのですが、今ここは話す場所ではないし、それぞれの思いがあるのだと思うのですが、18年やってきた中で、富士ふれあいの森だからこそ、でなければならないというのが私にあります。

○田中委員 今もう3人継続って発表したのですけれども。

○松樹委員 私からちょっと提案なのですが、本来ここで議決をしたほうがいいのかなどという気持ちもあるのですが、きょうは教育長がいらっしゃらない中、申しわけないですけれども、この案件は本当に重大案件ですので、傍聴人の方もいらっしゃって、私は大変申しわけない気持ちなのですが、できれば近々に臨時会を開いて——私の勝手な提案です。1週間以内に開かせていただいて、そこで、教育長の病気が治る、治らないは別にして、4人が集まれば、できれば採決をとっていただきたいというのが私の思いであります。あとは委員長に委ねます。ほかの委員さんもいられますので。

○田中委員 私も同じです。もう長く、ずっと4月からやっていて、もっと前から議論をずっとやってきたわけで、やはり現場は早く決着を、どうなるかを知りたいということもあるでしょうし、私たちが長引かせても何にもいいことはない気がしますので、松樹委員の意見に賛成です。

○平井委員 私も松樹委員の意見に賛成です。

○海野委員長 それでは、ただいまの議案第16号について、継続して審議したらどうかというご意見がございました。

それではお諮りいたします。議案第16号について継続審議とすることにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 それでは、議案第16号を継続審議とすることに決しました。

○松樹委員 済みません。先ほど申し上げましたけれども、できれば次回しっかりと採決ができるような形をとっていただければと思います。それを強く要望いたします。

○海野委員長 では、次回の教育委員会においては採決をいたします。

○海野委員長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会7月臨時会を閉会いたします。